【令和5年度 契約事務研修】

契約事務基礎研修 実施要領

1 目　的	契約における透明性・公平性の確保の重要性を認識するとともに、契約事務に関する法的根拠を押さえ、実務における基本的事項を習得する。
2 対　象	全職員（主に契約事務担当職員）
3 定　員	48人
4 日　程	令和5年7月21日（金）
5 会　場	高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室（高知市本町4丁目1-35）
6 持参物	「地方自治小六法」、職場でお使いの名札

※「地方自治小六法」は条文が確認できるれば、携帯電話、タブレットでの代用も可能です。

カリキュラム		時間	講　師
9:30 ～ 16:30	1 契約法の基礎 （1）自治体職員が契約法を学ぶ意味 （2）契約の基本となる法律-民法と地方自治法- 2 契約の成立 （1）契約の成立要件 （2）契約の効力が生じる時期 3 契約成立の効果 （1）債権債務の発生 （2）契約成立前の問題と成立後の事情の変化 4 契約主体 （1）権利能力 （2）自然人と法人 5 自治体契約の契約手続 （1）一般競争入札 （2）指名競争入札 （3）随意契約 （4）せり売り 6 契約締結に当たって必要となる手続 （1）契約前の予算措置 （2）契約締結と議会の議決 7 地方公共団体にかかわりの深い契約 （1）物の権利に関する契約（売買契約等） （2）役務の提供を求める契約（請負契約等） （3）その他の契約（ファイナンスリース契約等） 8 契約の履行確保 （1）民法上の原則と地方自治法上の特則 9 契約と職員の責任 （1）住民訴訟 （2）会計職員等の責任	6.0	株式会社ぎょうせい 松村 享 （まつむら すすむ） ・1984年3月 同志社大学法学部法律学科卒業。 ・1984年4月 三重県四日市市役所入庁。教育委員会事務局学校教育課を経て、総務部総務課に異動。数回の異動を経験するが、二十数年間、法務を担当することになる。その後、総務部総務課長、総務部次長、総務部理事、会計管理者を経て2018年3月四日市市役所を早期退職。 ・2008年4月 四日市大学総合政策学部 非常勤講師として勤務。（至2018年3月） ・2014年4月 同志社大学法科大学院嘱託講師として勤務。（至現在）

<担当者から>

前例踏襲で契約事務を進めていませんか？
地方公共団体では、様々な契約を締結しており、自治体職員にとって契約に関する法的知識は極めて重要なものです。
自治体が住民サービスを提供するうえで欠かせない事務であり、自治体業務のあらゆる分野に共通する事務です。適法・適正な契約事務の基本を学び、これからの実務に活かしましょう。

こうち人づくり広域連合 担当：渡辺 一馬
高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
TEL ：088-873-0333
FAX:088-872-7716
E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
HP : http://www.kochi-hitozukuri.or.jp